

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年2月1日号）

【今号の内容】

- 仕事と介護の両立支援に関するシンポジウム「労働者が介護離職しないために」
- 「労使協調人材育成・活用推進事業に係るセミナー」を開催します
- 産業保健セミナー
- 政府広報オンライン「ストレスチェック制度」
- 働き方・休み方改善ポータルサイト
- 子育て中の勤労者を支援するため、財形持家融資制度の貸付金利の引き下げ特例措置を2年間延長します
- 専門家のコラム【社員のセイフティネット～病気療養休暇～（グレース社労士事務所 新田香織）】
- ファミリー・サポート・センターの御案内
- e-ラーニングで学ぶ 15分でわかる法に基づくストレスチェック制度
- 家族にできること（心の健康確保と自殺や過労死などの予防）
- 職場のハラスメント等が原因と思われる精神障害に係る労災の取扱い等についての相談窓口
- 労災レセプトのオンライン請求ができるようになりました
- 請求（申請）のできる保険給付等
- 特別な休暇制度 導入事例集（平成27年度版）
- 中小企業退職金共済制度の御案内

仕事と介護の両立支援に関するシンポジウム「労働者が介護離職しないために」

厚生労働省では、仕事と介護を両立できる環境を整備し、介護離職を防止することを目的に、シンポジウムを開催いたします。

働きながら介護を行う方への支援について、「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」、及び、そのモデルを実践するための「お役立ちツール」を御紹介します。また、著名な講師、企業の人事担当者、ケアマネジャーによるパネルディスカッションを通じ、仕事と介護の両立支援に関する最新の情報を御提供します。

- 1 日時 平成28年2月10日（水） 14:00～16:30
- 2 場所 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
（東京都中央区八重洲1-2-16）
- 3 対象 企業の経営層及び人事労務担当者、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員など、

仕事と介護の両立に御関心のある方

4 参加費 無料

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2016/ryou2015sym/index.html>

「労使協調人材育成・活用推進事業に係るセミナー」
を開催します

県では、労働力人口の減少が見込まれる中、限られた人材を最大限活用することにより、地域経済の活性化と雇用の安定を図ることを目的として、労使協調による人材の育成と活用を推進するためのセミナーを開催します。

- 1 日時 平成28年2月26日(金)10:00～16:30
- 2 場所 男女共同参画センター(パルティ)
(宇都宮市野沢町4-1)
- 3 テーマ 新人・若手社員活性化セミナー
- 4 定員 50名
- 5 講師 (公財)日本生産性本部 人材教育シニア・
プロデューサー 平賀 尚喜 氏
- 6 申込締切 平成28年2月19日(金)
- 7 参加費 無料

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/rousikyoutyoujinnzaiikuseikatuyou.html>

産業保健セミナー

独立行政法人 労働者健康福祉機構 栃木産業保健総合支援センターでは、産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

- 1 主な内容等
 - (1) 2/5(金) 15:00～17:00
メンタルヘルス事例検討会
 - (2) 2/18(木) 15:00～17:00
労働安全衛生法令上の職場巡視の留意点

- (3) 2/19(金) 14:00～16:00
交替勤務を行う労働者の健康管理と保健指導
- (4) 3/4(金) 15:00～17:00
メンタルヘルス事例検討会
- (5) 3/9(水) 15:00～17:00
産業保健の重要トピックス
- (6) 3/16(水) 15:00～17:00
身近な安全衛生管理と労働安全衛生マネジメントシステム
- (7) 3/18(金) 14:00～16:00
がんをもつ労働者へのより良い就労継続支援について

2 場所 MSCビル 5階共用会議室
(宇都宮市大通り1-4-24 栃木産業保健総合支援センター入居ビル)

3 費用 無料

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<https://www.tochigisanpo.jp/html/ssltest/seminer/>

政府広報オンライン「ストレスチェック制度」

政府広報のミニ番組「霞が関からお知らせします」が平成27年8月15日から始まりました！

近年、仕事や職業生活に関して、強い不安や悩み又はストレスを感じている労働者が5割を超える状況にあるなど、ストレスは大きな社会問題となっています。

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症し、労災認定される件数は増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題です。

その対策として、12月から「ストレスチェック」制度がスタートしました。そこで、今回は「ストレスチェック制度」の意義や目的について厚生労働省 山越労働基準局長に話を聞きます。

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20151128.html>

働き方・休み方改善ポータルサイト

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

厚生労働省では、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供する目的で「働き方・休み方改善ポータルサイト」を設置していますので、働き方・休み方の改善に是非御活用ください。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

http://work-holiday.mhlw.go.jp/index.php?action_kouhyou_case_advanced_index=true

子育て中の勤労者を支援するため、財形持家融資制度の貸付金利の引き下げ特例措置を2年間延長します

厚生労働省が所管する独立行政法人勤労者退職金共済機構では、平成28年3月31日までの時限措置としていた「財形持家融資制度」の金利引き下げ特例措置の実施期間を、平成30年3月31日まで2年間延長します。

1. 対象者

18歳以下の子などを扶養する勤労者
(勤労者の配偶者が扶養している場合も含む)

2. 実施期間

平成27年7月1日から平成30年3月31日までの新規申込

3. 貸付金利

当初5年間は通常のコ利から0.2%引き下げた金利で融資

転貸融資：0.78%→0.58%

直接融資：0.9%→0.7%

(上記は平成28年1月1日現在の金利となります)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106857.html>

専門家のコラム【社員のセイフティネット～病気療養
休暇～（グラス社労士事務所 新田香織）】

メンタルヘルス不調やがん等私傷病にかかった際の
通院・療養に利用できる特別な休暇制度に関するの
コラムです。是非、参考になさってください。

<http://www.kyuukaseido.jp/column/index.html>

ファミリー・サポート・センターの御案内

ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援
助を受けたい人」と「援助を行いたい人」からなる会
員組織で、急な残業で保育園に迎えに行くことができ
ない場合や、普段子どもの面倒を見ている人が病気に
なったり、急用がある場合などに、子どもを預かるこ
とができる会員（提供会員）が、子どもを預けたい会
員（依頼会員）を援助できるよう調整します。

詳しくは、地域のファミリー・サポート・センター
までお問合せください。

<相互援助活動の例>

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子
どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
など

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/24.html>

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/kosodatesoudan/118060596693
1.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/kosodatesoudan/1180605966931.html)

e-ラーニングで学ぶ 15分でわかる法に基づくストレ
スチェック制度

「労働安全衛生法」が改正されて、労働者が50人以
上いる事業場では、平成27年12月から、毎年1回、
「ストレスチェック」を全ての働く人に対して実施す
ることが義務づけられました。

厚生労働省「ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル」のパンフレットに記載されている内容に基づき、基本的なステップに沿って、学んでいきましょう。

なお、このEラーニングでは、事業者や人事労務担当者、並びに働く人全般を対象にしています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/e-learning/e-stresscheck/>

家族にできること（心の健康確保と自殺や過労死などの予防）

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、過労死等を防止するために家族にできることを紹介しています。

- Q 何か疲れているように見える、うつ病だろうか、病院に行かせたほうがいいのだろうか？
- Q うつ病などのこころの病で病院にかかっているが、家族としての対応は？
- Q 自殺のサインは？
- Q 過労死を予防するには？

<http://kokoro.mhlw.go.jp/families/>

職場のハラスメント等が原因と思われる精神障害に係る労災の取扱い等についての相談窓口

栃木労働局では、職場のハラスメント等が原因で発症したと思われる精神障害の労災請求に関して、広く相談を受け付けています。

本窓口では、既に請求を考えられている方のみならず、その前段階としての相談も受け付けています。

- 1 場所 栃木労働局 4階局医室
- 2 相談日・時間
原則として、毎週月曜日の8:30～11:30
- 3 予約先 栃木労働局労働基準部労災補償課
電話 028-634-9118

F a x 028-635-2308

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/karoushitouboushitaishaku.html>

労災レセプトのオンライン請求ができるようになりました

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになりました。

オンライン請求では、事務効率化の他、詳しい査定情報が得られる、労災電子化加算を算定できるなど様々なメリットがあります。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/rousai/annai.pdf>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptssystem/index.html

請求（申請）のできる保険給付等

厚生労働省では、全ての被災労働者・ご遺族が必要な保険給付等を確実に受けられるために、パンフレット「請求（申請）のできる保険給付等」を作成しました。

【主な掲載内容】

- ・ 仕事又は通勤が原因で負傷したり病気になった場合
- ・ 仕事又は通勤が原因で親族が亡くなった場合
- ・ 既に労災保険給付を受けている場合
- ・ 会社の健康診断で異常の所見があると判断された場合

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/091124-1.html>

特別な休暇制度 導入事例集（平成27年度版）

厚生労働省では、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及を行っています。この度、平成27年度版の特別な休暇制度の導入事例集が完成いたしました。

自社で休暇制度を検討する際には是非参考にしてください。

<http://www.kyuukaseido.jp/introduction/index.html>

中小企業退職金共済制度の御案内

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。独自の退職金制度を持つことが難しい中小企業でも、大企業と同じような退職金を支払うことができます。正社員だけではなく、短時間労働者（パートタイマー等）も加入することが可能です。

新規加入や月額変更で国からの掛金助成のほか、税法上の優遇を受けることができます。また、県内各自治体において、補助制度を実施しています。

栃木地域普及推進員が事業所にお伺いして、制度等の説明をすることもできます。地域普及推進員の説明を希望する場合は、県労働政策課（028-623-3218）まで御連絡ください。

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/index.html>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/chuutaikyou.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225